「郷土の学術及び美術工芸を研究・収集対象とした博物館による広報・普及事業」補助金交付要綱

（通則）

第１条　「郷土の学術及び美術工芸を研究・収集対象とした博物館による広報・普及事業」補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、 この要綱に定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、本市の市民文化の振興を図り、もって心豊かに文化芸術を楽しむまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

（補助対象事業）

第４条　補助金を交付する対象事業は、郷土の学術及び美術工芸の調査・収集・公開を行うことを目的として、登録博物館（博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第２条第１項の博物館をいう。以下同じ。）又は博物館相当施設（同法第 29 条に規定する博物館相当施設（国又は地方公共団体が所有する施設を除く。）をいう。以下同じ。）が実施する次に掲げる事業とする。

(1)　郷土の学術及び美術工芸への理解・関心を高める広報及び普及に関する事業

(2)　常設展示及び特別展示

(3)　前２号に掲げるもののほか、第２条の目的を達成するために必要な事業

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業には補助金を交付しない。

(1)　専ら営利を目的とするもの

(2)　特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又は反対するもの

(3)　前２号に掲げるもののほか、補助金の交付が不適当と認められるもの

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1)　印刷及び広報宣伝に係る経費　印刷消耗品費及び委託料
(2)　会場設営に係る経費　会場借上げ料、設備使用料及び委託料
(3)　事業運営に係る経費　人件費、諸謝金、委託料、借損料、旅費、通信費及び諸経費

（補助金の額）
第６条　補助金の額は、事業費のうち補助対象経費に５分の３を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

（補助対象者）
第７条　この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する法人又は団体とする。なお、本補助金の補助対象者は公募により決定する。
(1)　営利を目的としないこと
(2)　福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第１号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
(3)　市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと
(4)　本市の区域内に主たる事務所又は事業所を有すること

（補助金の交付の申請）
第８条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
(1)　事業計画書
(2)　事業収支計画書
(3)　定款
(4)　役員名簿
(5)　市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）
(6)　登録博物館、博物館相当施設であることを証明する書類の写し
(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
２　申請者は、前項に定める申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額

が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（決定の通知）

第９条　市長は、補助金の交付の決定をしたときは、事業補助金交付決定通知書（様式第２号）によりすみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

２　市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、補助金不交付決定通知書（様式第３号）によりすみやかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

（補助事業等の変更）

第 10 条　補助金の交付決定をうけた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第６条第１項第１号若しくは同項第２号に規定する承認又は規則第 17 条第１項ただし書に規定する認定を受けようとするときは、市長に対しあらかじめ補助金交付額等変更申請書（様式第４号）を提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認し、又は認定すべきものと認めたときは、第６条又は前条第１項の決定を変更することができる。

３　市長は、前項の規定により第６条の決定を変更したときは、補助金交付額変更通知書（様式第５号）により、その変更の内容を交付決定者に通知しなければならない。

（実績報告）

第 11 条　交付決定者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときには、当該完了又は承認の日から１月以内に事業実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　事業収支計算書

(2)　補助事業の経過又は成果を証する書類等

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　第８条第２項ただし書きに基づき交付の申請をした場合は、前項に定める実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

３　第８条第２項ただし書きに基づき交付の申請をした場合は、第 11 条第１項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様

式第８号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 12 条　市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書（様式第７号）により交付決定者に通知しなければならない。

（暴力団の排除）

第 13 条　市長は、交付決定者の役員が、暴力団員であるとき又は交付決定者若しくはその役員が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であるときは、第９条第１項の規定に関わらず、同項の補助金の交付をしないものとする。

２　市長は、交付決定者が前項に該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

３　規則第 19 条の規定は、前項の取消しに係る補助金について準用する。

４　市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、交付決定者に対し、その役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出により求めることができる。

（委任）

第 14 条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、平成 33 年３月 31 日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、平成 33 年３月 31 日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

2　この要綱は、令和７年３月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

2　この要綱は、令和７年３月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。